

# 「産業医としての巡視業務」

独)労働者健康安全機構  
埼玉産業保健総合支援センター  
相談員 遠藤 敦

1

## 産業医とは

- 1)労働衛生に関して、所定の講習を受け認定された医師であること。
- 2)労働者が法定労働時間(1日8時間、1週40時間)働けるかの判定を行う。
- 3)事業所の労働安全衛生全般に精通し、医療判断を要する労働者に関して、主治医の就業判断に意見を加え変更できる。

2

## 産業医の職務とは

(安衛法第13条 安衛則第14、15条)

(1)産業医は、主に次の事項を行う(法13条 則13条、14条)

- ①健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
- ②作業環境(温度、明るさetc)の維持に関する事
- ③作業管理(姿勢、作業手順etc)に関する事
- ④労働者の健康管理に関する事
- ⑤健康教育、健康相談その他、労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事

3

⑥労働衛生教育に関する事

⑦労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事

(2)勸事告等(法13条5、6 則14条の3、4)労働者の健康を確保するために必要があると認めるとき産業医は、事業主に対し、労働者の健康管理について必要な勧告をすることができる

(3)定期巡視(則15条)

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法、衛生状態に有害の恐れがあれば、必要な措置を講じなければならない

4

## 労働衛生の基本・・・三管理

### —作業環境管理—

作業環境における有害因子の把握(⇒作業環境測定)

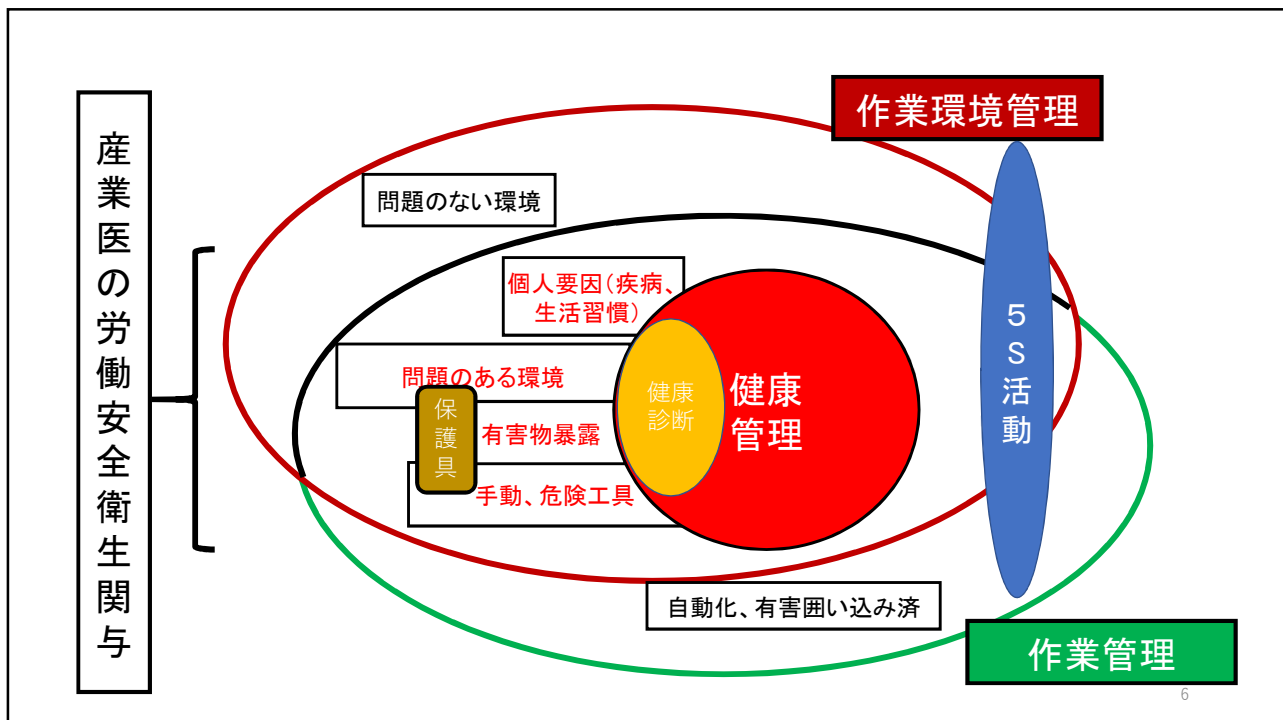
### —作業管理—

有害因子の暴露軽減(⇒姿勢、手順、身体負荷への改善)

### —健康管理—

健康診断、特殊(特定)健診、個人病態への安全配慮及管理

5



## I 特定業務健康診断(特定業務とは)

(安全衛生規則第13条1項第2号に掲げる業務)

- イ) 著しく暑熱な場所における業務
- ロ) 著しく寒冷な場所における業務
- ハ) ラジウム線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
- ニ) 土石、獣毛、じんあいの飛散する場所での業務
- ホ) 異常気圧下における業務
- ヘ) 削岩機、鋏打ち機等の使用で、著しい振動を与える業務
- ト) 重量物取り扱い等重激業務
- チ) ボイラー製造等強烈騒音を発する場所における業務
- リ) 坑内における業務

7

ヌ) 深夜業を含む業務

ル) 水銀、砒素、黄リン、フッ化水素、塩素、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を扱う業務

ヲ) 鉛、水銀、クロム、砒素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務

ヰ) 病原体によって汚染の恐れが著しい業務

カ) その他厚生労働大臣が定める業務

8

## 特定健診業務従事者の健診項目(6ヶ月毎)

既往歴及び業務歴の調査  
 自覚症状及び他覚症状の有無  
 身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査  
 血圧測定  
 貧血検査  
 肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP)  
 血中脂質検査(TG、HDL-ch、LDL-ch)  
 血糖検査  
 尿検査  
 ECG検査  
 胸部X-P及び喀痰検査(これのみ1年毎)

9

## Ⅱ 特殊健康診断(おおむね6ヶ月に1回)

高気圧業務(高気圧作業安全衛生規則)  
 電離放射線業務(電離放射線障害防止規則)  
 特定化学物質(特定化学物質障害予防規則)  
 石綿業務(石綿障害予防規則)  
 鉛業務(鉛中毒予防規則)  
 四アルキル鉛業務(四アルキル鉛中毒予防規則)  
 有機溶剤業務(有機溶剤予防規則)

屋内  
事業場

## Ⅲ じん肺健康診断(粉じん障害防止規則)

10

## SDS(Safety Data Sheet)とは

- SDSとは、安全データシート(Safety Data Sheet)の略語です。これは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されます。
- SDSは、化学物質を製造、輸入する事業者が使用者および消費者の安全を確保するために、自主的に作成、配布する場合がありますが、特定の危険または有害な物質については法令により規制されています。また、ILO(国際労働機関)条約における取り決めやISO(国際標準化機構)での標準化をはじめとする国際的な枠組みが整備されており、海外でも欧米等の多くの国でSDSの提供が義務化されています。

11

- 我が国においても労働現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要であるとの認識から、平成12年4月から労働安全衛生法において、SDSの提供が義務化されました。平成15年に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」が国際連合から勧告されたことを踏まえ、平成18年12月からSDS制度の改善を図った改正労働安全衛生法等が施行されており、諸外国でもGHSと整合を図るための取組が進められています。

12

## リスクアセスメントとは

### ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の内容

- 1.[1]事業場のあらゆる危険性又は有害性を洗い出し、特定する。
  - 2.[2][1]による労働災害（健康障害を含む）の重篤性（災害の程度）及びその災害が発生する可能性の度合を組み合わせることでリスクを見積る。
  - 3.[3][2]の見積りに基づくリスクを低減するための優先度を設定した上で、そのリスクを低減するための措置（リスク低減措置）を検討する。
  - 4.[4][3]のリスク低減措置を実施するとともに、その結果を記録する。
- ・なお、上記[3]の「リスク低減措置」は、次の順位で検討することとされています。
    - 1.(i) 法定事項
    - 2.(ii) 危険な作業の廃止・変更等により危険性又は有害性を除去又は低減等の本質的対策
    - 3.(iii) インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策
    - 4.(iv) マニュアルの整備等の管理的対策
    - 5.(v) 個人用保護具の使用

13

### ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の効果

- ・事業場では、次のような効果が期待できます。
- 1.[1]職場のリスクが明確になります。
  - 2.[2]職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
  - 3.[3]安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
  - 4.[4]残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
  - 5.[5]職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

14

## 作業環境管理、作業管理と健康診断 から巡視を考える必要がある

特定業務健康診断と特殊健康診断、じん肺健康診断を行う事業所は、それに絡めて事業場の環境、保護具を視るなければならない。

特定業務健康診断と特殊健康診断は同じ作業であるが異なるポイントは作業場が屋外か屋内かである。

特定業務健康診断は危険業務健康診断とも言われ安全衛生規則に定められている。特殊健康診断業務はそれぞれの規則により定められている。

特殊健康診断は危険業務であり屋内の場合のことで、それぞれの規則に準じて作業環境測定を行うことが義務づけられているため作業場の環境、暴露に関する巡視はより重要性がある。

15

## 産業医の対応相手の変化⇒巡視も変化

対組織対応

健診、衛生、労災事案

↓

対組織対応+個人対応(病者)

メンタルヘルス、過重労働

↓

対組織対応+個人対応(病者)

+就業者の多様化(産業医知識専門化)

女性就業者、障害者、高齢労働者

作業環境、食堂、休憩所

炊事場、便所

(衛生管理が主体)

↓

↓

↓

衛生管理から

作業管理、作業環境管理へ



## 事業場巡視とは

事業場内における様々なこと(作業環境、危険物、衛生状況)について、巡視を行い問題となることがないか確認をする。

作業上の問題、労災があった場合には、再度同様の事案が起らないように現場を巡視して、改善状況の確認を行うこともある。

作業場所が屋外の場合も巡視を行う。

(実験農場の田んぼ、畑或いはテストコースなど)

作業場所が汚れているなどより、整理整頓されているか、穴はふさがれているかといった点に注目すること。

掲示物は剥がれていないか、コードは束ねられているかなどは重要な注意点である。

(動作機器の稼働域の危険範囲、安全装置、防護にも注意。)

17

## 衛生に携わる医師の歴史

1857年(安政4年)盛岡藩で釜石の製鉄所に医師が雇われ職工を診療。

1866年(慶応5年)幕府建設の横須賀製鉄所にフランス人医官が雇われて自国の技師とその家族の診療に派遣された。

1911年(明治44年)工場法公布。適用工場数19047か所。各府県に農商務省の工場監督官史任命数は208名(このうち一部が医師)。

1930年(昭和5年)内務省社会社会局の調査で、工場専属医局234工場、嘱託医474名との記録がある。

1938年(昭和13年)工場法に省令で500人以上の工場に工場医を規定、(1940年改正工場法でその配置基準(100人以上)が変わる。)

1947年(昭和22年)労働基準法公布。「医師である衛生管理者」を規定。

1965年(昭和40年)日本医師会、産業医研修を開始。

1972年(昭和47年)労働安全衛生法公布。「産業医」を規定。

18

## 工場に医師が配置された意図

工場医は労働者の健康診断を行い、特に職業病、工場および寄宿舎の衛生管理を行うことが謳われていた。

明治初期から工場勤務、製糸工場における労働環境、衛生環境は甚だ悪く、結核、トラホーム感染が蔓延しており、大正から昭和初期には感染女工が農村部への感染を拡大し、甲種合格者が減り丙種が増える事態となる。

これら状況から、銃後の産業の担い手となる青少年の体力増強政策が国策として大きく刷り込まれた。

19

## 明治期から大正期における 日本の工業化、富国強兵

明治初期から大正期にかけて、日本は欧米列強に伍するため国策として生糸生産・紡績、鉱山・炭鉱開発、製鉄などを強化した。そのためには、農村部から8歳以上の子女をその労働力として過酷な環境に駆り出した。

1897年(明治30年)農務商務省が工場法案を作成するが財界の反対が多く保留される。その後も、2回法案が国会に提出されたが、反対意見により撤回(反対中心人物はかの偉人渋沢栄一氏である)。

1911年(明治44年)日本最初の労働立法とし工場法成立にて公布。

1919年(大正8年)国際労働機関第1回総会において日本の年少者の厳しい労働環境に非難が集まる。日本における年少者労働時間についてはこの総会において中国、インドと同様の特殊国扱いが認められた。

20

## 安全衛生における巡視の変遷

1890年(明治23年)「鉱業条例」が制定され、鉱山監督署が担う鉱業警察の職務の一つに「工夫の生命及び衛生上の保護」が規定された。

1905年(明治38年)「鉱業法」が公布され、それに基づく「鉱業警察規則」第28条「採掘権者は保安係員を置き…毎日危険の有無を巡視」させること等が規定された。

1938年(昭和13年)工場法関係法令として工場医配置が工場危害予防衛生規則にうたわれ、第34条の2に工場医配置基準、その6に毎月少なくとも1回工場およびその付属建設物を巡視との記述がある。

1947年(昭和22年)労働基準法施行における旧労働安全規則の第18条、そして、1972年(昭和47年)安全衛生法施行にともない、巡視が受け継がれた。

21

## 安全衛生にかかわる医師の巡視

医師は労働者保護の立場で、衛生上にかかわるのみであった。

医師の業務は、感染症対策と予防、職業病診断と対策の側面が強かった。

1938年(昭和13年)工場法施行から工場医の巡視の文言がみとめられるが、工場とその付属建築物が主であった。

1947年(昭和22年)労働基準法施行において設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがある場所、休憩所、食堂炊事場、便所、保健施設が加えられた(このころは衛生にかかわる医師、衛生担当者)。

1972年(昭和47年)労働安全衛生法が施行され、産業医に巡視義務が盛り込まれる。危険物の増加や労働者個別対応により、巡視が複雑化(衛生のみならず一部安全面が含まれる)した。

22

## 現行法における巡視の記述まとめ

労働安全衛生法 30条 特定元方事業者が講ずべき措置  
(30条の3 作業場所の巡視)

労働安全衛生規則 6条 安全管理者巡視  
11条 衛生管理者巡視(週1回)  
15条 産業医巡視(月1回)  
18条 店社安全衛生管理者巡視(月1回)  
19条 安全衛生管理者巡視  
637条 特定元方事業者巡視(毎作業日1回)

23

## 安全衛生規則における 衛生巡視と安全巡視の違い

### 衛生巡視

<産業医、衛生管理者に課せられた巡視場所>  
設備、作業方法又は、衛生状態に有害のおそれがあるとき。  
休憩場所、食堂、炊事場、便所、保健施設など。

### 安全(衛生)巡視

<総括安全衛生管理者、安全管理者に課せられた巡視場所>  
建設物、設備、作業方法の危険防止、安全装置、保護具、  
その他危険防止(設備、器具点検含む)

24

## 大企業における巡視の種類(本社と現場)

安全衛生委員会による巡視1回/月

現場の安全衛生環境巡視(安全委員会・会議)1回/月

安全監査巡視(監査部門と現場共同)1～3回/年

労働安全衛生点検(労使双方から参加、労働組合、安全衛生本部)  
1回/年

夜勤工場点検(労働組合主催 午後20時以降に行う)

安全衛生委員会の委員、組合オブザーバーによる不定期/年

25

## 産業医以外の巡視の意義

巡視の役割は、「主に目で見てわかる不安全要素について、現場に存在する顕在化した、或いは潜在化している災害の芽をチェックリストを用いて確認し、探し、潰すこと」である。巡視を行う意義は、以下の通りである。

- ① 現場に災害の危険がないか、確認する。確認された場合は、その是正をその場で指示する。「すぐに実施できない」場合は、作業を中止し、対策を早急に検討する。
- ② 安全衛生会議や朝礼などで指示された事が現場で実際に行われているか、確認する。
- ③ 現場の作業実施に当たり、適度な緊張感や集中力を維持する。災害防止の気運を高める。巡視を半ば慣習として行っている場合は、現場の安全衛生は確保されない。巡視は、常に現場で作業する人々の安全を確保できるよう真剣に行う必要がある。また、現場で作業者に声をかけることで、現場の緊張感を維持させる。声かけは、不安全行為だけでなく、挨拶や工事の進捗確認なども行い、現場でのよい関係を築くことが重要である。

26

## 産業医が巡視で見るべきところはどこか

- ・労働者のいる事業場
  - 危険暴露の有無確認(作業環境管理)
  - 作業状況(作業管理)
  - 衛生設備環境(便所、食堂、休憩所、給水、風呂など)
- ・労働者がいつもいる所で、労災事案発生し易い場所
  - 例:スロープ、階段、労働者と作業車が交差する場所
- ・労働災害発生事案の多い場所

27

## なぜ事業場で白線や黄色線なのか



28

## 労働安全衛生規則による 事業場内のきまり

- 労働安全衛生規則 第540条 通路幅 120cm以上  
 第541条 安全確保照明(100ルクス以上)  
 第542条2号 屋内通路確保と危険防止  
 (高さ180cm以内の障害物排除)  
 第543条 機械間通路確保 80cm以上  
 第544条 作業床転倒防止

事業場内の安全・指示の色はJIS規格により決まっている。  
 (2018年JIS規格改正でマンセル値変更)

29

## JIS規格(日本工業規格)による 色の表示とその意味

一般材料の色による改正前及び改正後の色(図記号を入れた場合)

	赤	黄赤	黄	緑	青	赤紫
改正前	 7.5R 4/15	 2.5YR 6/14	 2.5Y 8/14	 10G 4/10	 2.5PB 3.5/10	 2.5RP 4/12
改正後	 8.75R 5/12	 5YR 6.5/14	 7.5Y 8/12	 5G 5.5/10	 2.5PB 4.5/10	 10P 4/10
色調整の方向性	1型色覚の人が黒と識別しやすかったため、黄みに寄せた。	赤が黄赤側に寄ったため、黄みに寄せて色相を離した。	黄赤側に寄っていて明度が低く、1型・2型色覚の人が黄に感じにくかったため、赤みを抜いて明度をやや上げた。	1型・2型色覚の人には緑でなく灰色に感じられ、ロービジョンの人には青と見分けにくかったため、黄みに寄せた。	明度が低く黒や赤紫との見分けが難しかったため、ロービジョンの人が緑と見分けられる範囲で明度をやや上げた。	2型色覚の人が緑や灰色と見分けにくかったため、青と見分けられる範囲で青みに寄せた。

赤	防災・停止・禁止
黄赤	危険・保安施設
黄	明示・警告
緑	安全・進行
青	指示・誘導
赤紫	放射能
白	通路

30

## 事業場巡視場所の根拠法と指針について

1、蛍光灯・室内照明の取り付けは適切か(壊れ、外れ、汚れ)	事務所則
2、作業台の照度は適切か(300ルクス以上、ちらつき、まぶしさ)	VDT指針
3、室内表示・看板(汚れ、取り付け、掲示期間)	職場環境指針
4、非常口(ドア開閉に問題ないか)	安衛則
5、消火器(所定の場所にあるか)	消防法施行則
6、安全通路は適切か(オフィス80cm、共用120cm以上)	安衛則
7、ワークステーション(机上の整理、整頓)	事務所則
8、温度、CO2、湿度管理(室内温17℃～28℃、湿度40～70%)	事務所則
9、配線、コンセントなどは安全か	電気設備基準
10、異臭、たばこ	事務所則
11、廃棄物、ゴミの管理	事務所則
12、水周りは清潔か	事務所則
13、その他	

31

## 事務所巡視

### ・事事故事例から読み解く巡視ポイント

廊下……転倒、衝突 ⇒ 滑り止め、カーブミラー

扉……衝突、挟まれ ⇒ 小窓、衝突防止シールおよび警報

階段……転倒、転落 ⇒ 滑り止め、手すり、照明

シュレッター……巻き込み ⇒ 安全カバー

給湯器……ガス漏れ ⇒ 巡視での定期確認、ガス漏れ検知器

室内段差……転倒 ⇒ 表示

32



### 製造業パトロールチェックリスト

点検日： \_\_\_\_\_

点検場所： \_\_\_\_\_

従業員数： \_\_\_\_\_

点検者氏名： \_\_\_\_\_

No.	チェックポイント	評価
作業開始前点検は行われているか		
	作業開始前、技能講習終了者の中から作業主任者を選任しているか	良/否
	選任された作業主任者の氏名は作業員らに周知されているか	良/否
	作業標準に基づいた正しい方法で作業を行っているか	良/否
	安全装置を正しく、確実に使用しているか	良/否
	安全装置の調整、調整を正しい高さに調整しているか	良/否
	共同作業中、合図は正しく行われているか	良/否
	工具は所定のもので使用されているか	良/否
	保護具は着用しているか	良/否
	加工材料等を不安全な方法で積んでいないか	良/否
	使用する機械に損傷はないか	良/否
	使用する機械の異常警報の補修は万全か	良/否
	所面に油等による汚れがないか	良/否
	工具は定位置に置かれているか	良/否
	作業場と通路の境目は明確か	良/否
	資料等の書類は整理が行き届いているか	良/否
	各記録項目は決められた通りチェックされているか	良/否
	ラインの人員表示はされているか	良/否
	トラブル発生時の対応は万全か	良/否
	部品、パレットの置場の表示はされているか	良/否
	パレットに腐食や損傷はないか	良/否

備考欄： \_\_\_\_\_

### 事務職場チェックリスト

点検日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

事業所 \_\_\_\_\_

部門 \_\_\_\_\_

従業員数： \_\_\_\_\_人

点検者： \_\_\_\_\_印

NO	チェック項目	評価
整理整頓		
1	定期的に掃除が行われているか	良/否
2	電源コードやLANケーブルは束縛されているか	良/否
3	事務所内や屋外に不要な物は放置されていないか	良/否
4	フロア全体の紙やゴミは整理整頓されているか	良/否
5	通路に物がはみ出していないか	良/否
6	書類、ファイル類は所定の場所に保管されているか	良/否
7	積れた紙類は区分されているか	良/否
8	煙草の灰がれや穴は補修されているか	良/否
9	喫煙所は清潔に保たれているか	良/否
10	給湯室は清潔に保たれているか	良/否
11	傘置場に長く置き積まれているか	良/否
12	不安な電気は消灯しているか	良/否
13	PCは省エネモードに設定されているか	良/否
安全衛生		
14	物を置くときは安定に置かれているか	良/否
15	防災ヘルメットは整備し収納されているか	良/否
16	カッターの刃が出しっぱなしにされ放置されていないか	良/否
17	種の刃入物は開けっ放しにされていないか	良/否
18	不安定な状態の椅子を使用している者はいないか	良/否
19	ロッカーの上に物は放置されていないか	良/否
20	消火器置場は表示されているか	良/否
21	フロア入口に障害物または表示されているか	良/否
22	冷蔵庫内には賞味期限切れの食品物は放置されていないか	良/否
23	ダンボールは不安定な状態で積み重ねられているか	良/否
24	電灯が切れていたり、点滅したまま放置されていないか	良/否
25	飲料水は飲んだ後、容器が処分されているか	良/否

備考欄： \_\_\_\_\_

茨城産業保健総合支援センター作成 <職場の衛生管理チェックリスト集>をご参照下さい。

<https://ibarakis.johas.go.jp/wp/wp-content/uploads/2018/05/001all.pdf>

# 労働者の多様性への配慮

\_\_\_\_\_

## 女性労働者の就業制限

すべての女性を就かせてはいけない業務

重量物を扱う業務(断続30kg、継続20kg)

有害物発散業務

①安全衛生法令に基ずく作業環境測定を行い、「第3管理区分」  
となった屋内作業場での業務

②タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の  
蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づ  
けられている業務

(安全衛生法第64条の3 危険有害業務の就業制限

特化物予防規則、鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則

電離放射線障害予防規則)

35

## 妊産婦等の就業制限

妊婦、産婦についてはかなり細かく基準がある。

産前産後休業その他の母性保護措置

(安全衛生法第64条の3、第65条、第66条、第67条)

坑内労働の就業制限・生理休暇

(安全衛生法第64条の2、第68条)

36

## 障害者雇用

### 障害者雇用の義務付け強化

これまでの法定雇用率が2018年4月1日から引き上げ。

	現行		2021年4月以降
民間企業	2、2%	→	2、3%
国、地方公共団体	2、5%	→	2、6%

対象事業所の範囲が、従業員50人から45、5人に。

障害者雇用カウントは、労働者数×2、3%

労働者100人なら、2、3人工

## 障害者雇用における短時間労働者

週20時間以下は認められない

週20時間以上30時間未満は短時間労働者……0、5人工

週30時間以上……1人工

ただし、重症障害等級 1, 2級なら短時間労働者でも1人工

重症は知的障害の場合(養育手帳A)も該当する。

精神障害の場合は上記等級以外にも例外あり注意。

重症で週30時間以上なら、2人工ということになる。

## 障害者雇用の相談を受けた際は

障害者雇用の目的は精神障害者の雇用である。

(肢体不自由、知的、精神の順で障害者が多いが、これまで精神の採用がすすまなかった)

障害者雇用の法定数を一気に採用するのではなく、徐々に増やす。精神障害者雇用は第三者の介入のもとに行うことが望ましい。

上記のことをアドバイスするとよい。

39

## 障害者雇用の継続サポート

障害者就業・生活支援センター

NPO、社会福祉法人、医療法人など設立母体は様々。

障害者就職支援サポート企業

- ・LITALICO
- ・ミラトレ(パーソル関連会社)
- ・ディーキャリア(発達障害に特化)

上記障害者の多くは、精神障害の1, 2級手帳を有するケースが多い。

40

## 技能実習生を含む外国人労働者

外国人の雇用状況(外国人雇用状況の届出状況H28年10月末現在)

	人数	事業所数
H27年10月末	907, 896人	152, 261カ所
H28年10月末	1083, 769人 (前年比19, 4%増)	172, 798カ所 (前年比13, 5%増)

H19年届出開始から最多となっている。

産業別では、製造業 23, 5%  
卸売り業・小売り業 16, 9%  
宿泊業・飲食サービス業 14, 3%  
の順で採用されている。

## 政府の外国人労働者に対する考え方

移民(合法、非合法)とも受け入れがたい。

その理由は、国民間の互助制度である社会保障が機能するには、社会の「同質性」の意識が必要である。

しかし、今後の少子高齢化による労働力人口の減少を見据えて、外国人労働力は重要である。

20～30歳代の外国人、可能なら高学歴、技術職であれば、受け入れられる、彼らの労働力で財政は改善する。

彼らへの退職後の社会保障の支払いを考慮しても財政収入にはプラスが見込める。

欧州各国では、スイス、ドイツが成功例であった(ドイツは急速な大量移民流入で社会同化が難しく苦慮しているが……)。

## 外部支援に関する情報

日本産業カウンセリング協会北関東支部

048-823-7801

高齢者・障害者・求職者雇用支援機構(ネットで検索)

高齢者雇用支援、助成金

障害者雇用支援、助成金⇒ジョブコーチ、リワーク支援

障害者就業・生活支援センター

(社会福祉法人、医療法人、NPO法人)

高次脳機能障害情報支援センター

(ネットで検索・・・各都道府県に相談センターあり)

公益法人 認知症の人と家族の会 埼玉県支部

048-667-5553

若年性認知症コールセンター

048-100-2707

43

## 巡視における高年齢労働者対策の重要性

44

## 今後高年齢労働者の増加が見込まれる

政府は2021年年金法を改正して、年金受給開始、60歳から70歳から60歳から75歳まで先延ばし可能にした(受け取り時期を遅くすると受給額を増額、早いと減額)。

また、2021年には改正高年齢者雇用安定法が施行され、70歳までの雇用を努力義務化した(65歳までの雇用義務化は同様)。

高齢者が働きやすい環境を……とのことであるが、本当だろうか？  
現在高齢者が働く場所の多くは、清掃、警備、介護あるいは個人事業主であり、労災の増加が問題となっている。

### 高年齢者雇用安定法の改正、21年4月から適用

現 状

**【実施義務】**  
65歳まで  
・定年の廃止  
・定年延長  
・継続雇用制度の導入

改 正

**【努力義務】**  
70歳まで  
・定年の廃止  
・定年延長  
・継続雇用制度の導入  
(現行65歳までの適用と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む)

・他の企業への再就職実現  
(子会社・関連会社以外の企業)  
・個人とのフリーランス契約への資金提供  
・個人の起業支援  
・個人の社会貢献活動参加への資金提供

出典：職業安定法分科会雇用対策基本問題部会（第90回）資料2  
「高齢者の雇用・就業機会の確保に関する今後の検討課題」付添い資料（1）頁35頁

46

## 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

### 改正の趣旨

より多くの人により長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

### 改正の概要

- 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】
  - 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(現行500人超→100人超→50人超)。
  - 5人以上の個人事業に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
  - 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。
- 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】
  - 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
  - 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賞金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる)。
- 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】
 

現在60歳から70歳の間となっていた年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。
- 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】
  - 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。  
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC (iDeCo): 公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
  - 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。
- その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】
  - 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
  - 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
  - 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
  - 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
  - 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

### 施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

## 高齢労働者災害の状況

- 働く高齢者の増加に伴って労働災害も増えている。  
60歳以上の労災件数(2018年)33246件と全体の26%を占めた。
- 労働者1000人当たりの労災発生率(2016年)では、60歳以上は全体の1,5倍と高い。  
(労働災害発生率は最小の男子、女子とも25～29歳と比べ  
65～69歳では男子2,0倍、女子4,9倍と相対的に高い)。
- 転倒災害について、墜落、転落災害の発生率が高く、特に女性にその傾向が顕著。

高齢者の身体機能は壮年者に比べ、聴力、視力、平衡感覚、筋力等が低下しており、その特性に応じて配慮が必要である。



## 論文) 就業者の高齢化と労働災害

法政大学 酒井正教授

被災事例に関する業務データに基づいて分析した。

集計の結果、産業や事業所規模等をコントロールしても、就業者の平均年齢が高くなると、高くなることがわかった。

また、加齢に伴い転落、転倒の事故が他の事故に比べて増え、被災事例のうち死亡や脳・心疾患に業務災害の割合も高まることがわかった。

労災発生率に対する加齢効果は製造業、清掃業、介護業などで高い。

加齢の効果が近年大きくなっているといった事実は確認されず、高年齢雇用を促す政策により業務災害自体が発生し易くなったとは言えない様に思われる。(日本労働研究誌No682May2019、37～50P)

## 掲示物は見やすく、わかりやすく 「SAFETY FIRST」

横文字はわかりにくい

「セーフティ ファースト」

意味がわからない

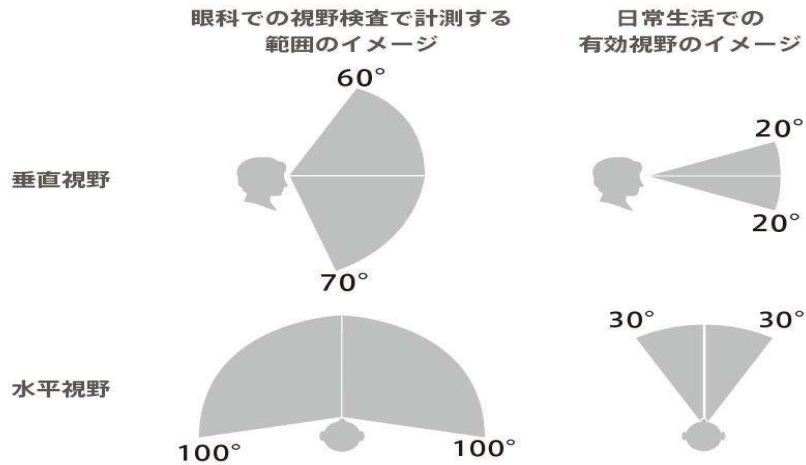
「安全第一」

これならわかる

1890年代この標語をUSスチール社のエルバート・ジャッジ・ゲーリー社長が、会社の経営方針にすえ好業績を上げたことから米国で広がり、北米を視察した逋信省局長の内田嘉吉が目にして日本に持ち帰り啓蒙した。

50

## 高齢者の有効視野



複雑な作業をしている最中や混雑した環境下、高齢者では、有効視野が更に狭くなる。

51

## 高齢者の視覚変化



52

## 高齢者にわかりやすい色の組み合わせ

高齢者が見えやすい色は**ピンク**、**オレンジ**、

**黄緑**、**青紫**、

**エメラルドグリーン**、**水色**

**黄色**は見えにくい。

明暗があればよい。(これポイントです)

白と黒

白と**深緑**

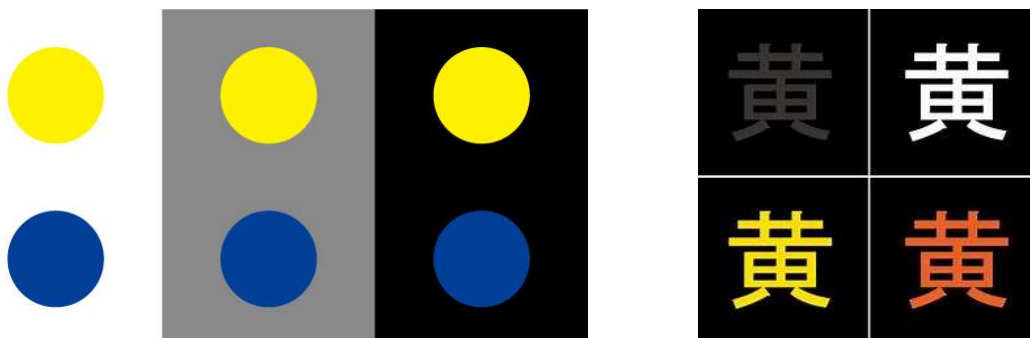
**青**と**黄色** 黒と**黄色**

**黄緑**と**紺色**



53

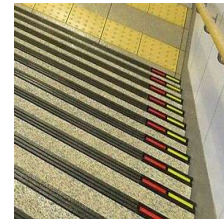
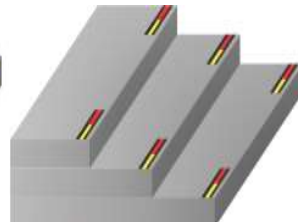
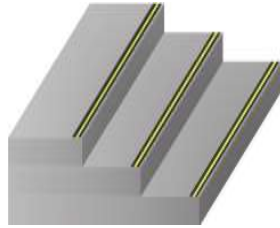
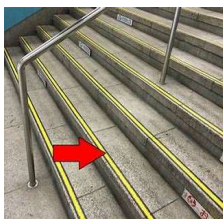
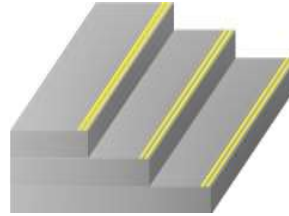
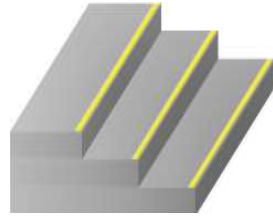
黒、グレーベースの黄色、白はわかりやすい



54

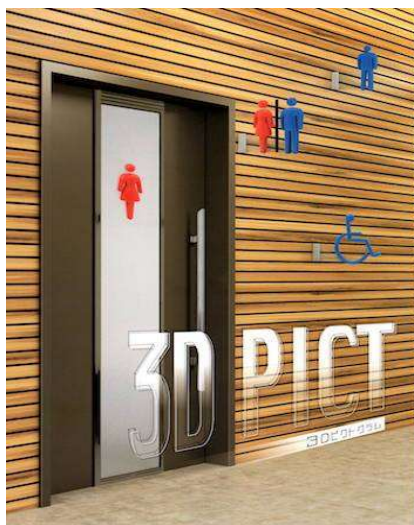
## 階段表示比較

1本、2本、複合、視認性



55

## 3Dピクトグラムで視認性を高めた表示



<https://www.fujitanet.co.jp/drawingsearch>

56

## II 高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル

### 3 高年齢労働者に配慮した作業靴の選定・使用の留意点

#### (1) 高年齢労働者に配慮した作業靴の選定・使用の留意点のまとめ

転倒災害を防止するためには、作業場を滑りにくい床面に改善するとともに、次の点に留意して、従事作業に応じた適切な作業靴を選定し、使用することが必要です。

また、作業靴が作業者本人に適切なものを選定するには、「作業靴のチェックリスト」が参考になります。

- ① 重量
- ② 靴の重量バランス
- ③ 靴底の耐滑性
- ④ つま先部の高さ(トゥスプリング)
- ⑤ 靴の屈曲性
- ⑥ 靴底及びかかと部の衝撃吸収性



10

## II 高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル

### 3 高年齢労働者に配慮した作業靴の選定・使用の留意点

#### (2) 作業靴の選定・使用の主な留意点 (その1)

##### 靴の重量バランス

従来の作業靴・安全靴はつま先部に重量が偏っている傾向があり、高年齢労働者の方にとってはつまずきの要因の一つになっていましたが、樹脂先芯化によって靴の重量バランスは大幅に改善されています。安全靴の中央部を靴ひもで吊り下げた状態で、下図右のような重量バランスのものが望まれます。

つま先部に鋼製先芯が入った安全靴

つま先部に樹脂先芯が入った安全靴



##### つま先部の高さ(トゥスプリング)

高年齢労働者は、一般的に歩行時膝が曲がり難くなることから、摺り足で歩行する傾向があります。(若年者でも疲労してくると同様な傾向があります。)

そのため、つま先部の高さが低いと、つま先部を床とぶついたり、階段とぶついたりすることでつまずき事故が生じ易くなるので、つま先部の高さのある程度確保する必要があります。

一定のトゥスプリングがあると歩き易い

トゥスプリングが低すぎるとつまづき易くなる




11

# 視覚障害ゴーグル



# スノーボードプロテクター一覧







**1** 上半身を引き起こす  
**アシスト**

**2** 体幹を安定させる  
**コルセット**

つらい中腰姿勢の維持や重量物の持ち上げ等のがみ込み時に弾性体が作用し、上半身を引き起こす助力補助と腰部を引き締める体幹を安定させる2つの補助効果が適切に発揮されます。

同時に  
2つの補助効果で  
**腰の負担 25% 軽減!**

体表面長の伸張でゴムの張力が発生  
**張力発生**

ゴムの収縮力で上半身を起す  
**腹圧アップ**

ゴムと運動するベルトで腹圧をアップさせ体幹を安定させる

(出典:大成建設スマートスーツ)

61

## 現場作業における転倒防止靴

[特許取得]

通常のパターンはもちろん、油や水、石鹼水の飛散した状況でも驚く性能を発揮し、そのグリップ力は通常のラバーの2.5倍を上回ります。日進ゴム製のワークシューズ、厨房シューズ、スニーカーなどに搭載されさらに近年、釣や各種スポーツ、介護分野、産業用資材でも活躍の場が広がっています。

雨の日もこわくない…  
滑りにくさ最高クラス!

**底がスゴイ!**

**ハイパーVソール**

**高い耐滑性を実証!**

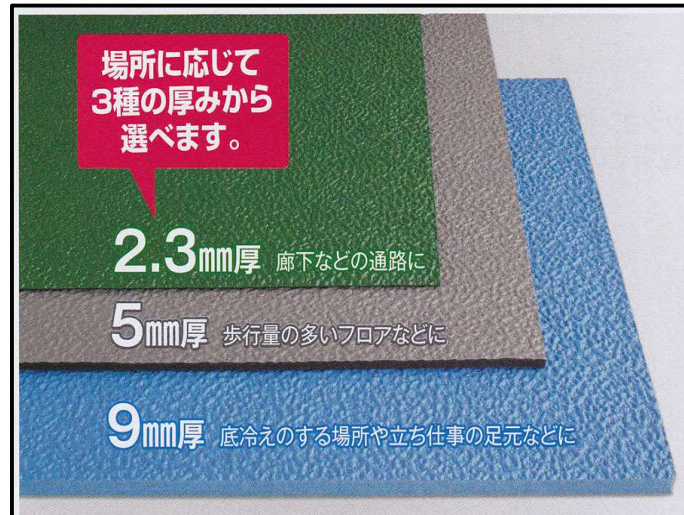
独立行政法人・労働安全衛生総合研究所技術指針で耐滑性能最高区分5をクリアし、強い耐滑性があることを実証。

**特許取得**



## 立ち仕事における様々なマット

- ・腰痛指導
- ・快適マット
- ・ノンスリップマット
- ・PVC足元クッション
- ・足腰マット
- ・除電、通電マット



## 巡視とその後の改善

64



# トイレの環境改善



65

# 社員食堂、厨房(炊事場)環境向上



66

## 騒音機械囲い込み、 ミストコレクター設置で環境改善



## 休憩室レイアウト変更



68

## 暑熱対策室内環境 サンプルメーカー

株)3M 遮熱シート

窓際の温度が最大で  
-5.4℃※

窓から熱線(赤外線)を90%以上カット!(NANDBOS)  
**エアコンの効きがいい!**  
エアコンの設定温度をあげて節電に貢献!

熱線(赤外線)  
90%以上カット(NANDBOS)

エアコンの消費電力が  
少なくてすむ!  
省エネ  
CO<sub>2</sub>削減

暑さ  
対策

採光は  
明るいまま

お手軽  
窓に貼るだけ

※住友スリーエム、相模原事業所内のガラスハウスにて、2009年5月26日(2)試験測定(フィルムはNANDBOSを使用)  
ガラスハウスの状況はライブページ(<http://www.3mplushouse.jp/Main.aspx>)にて公開しています。0300-16300

株)潮 ハイブリッドファン

2019年3月中旬より移行



69

## 加湿器リースサンプルメーカー



株)三協エアテック



なんとリース料金  
無料です。  
かかるのは次亜塩  
素酸水料金のみ

株)クリクラ

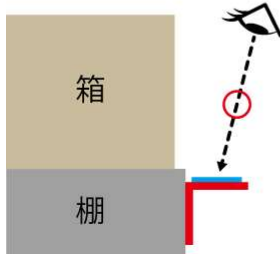
70

# 遮熱作業用品



71

# 表示変更で転倒防止



# ケーブル束ねで 転倒防止



# 照明で作業環境改善



## ミラーで追突防止



## 扉開閉での衝突防止具、階段滑り止めテープ



## 事業場巡視改善事例1



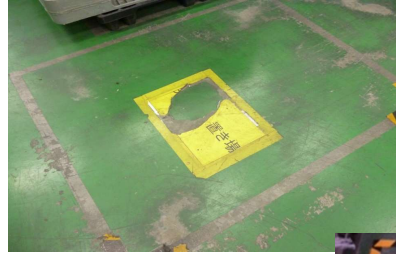
77

## 事業場巡視改善事例2



78

### 事業場巡視改善事例3



79

### 事業場巡視改善事例4



80



## 事業場巡視活動と5Sの重複点

5Sの極意を理解して、現場に落とし込みをする。

- ・無駄なモノ、使わないモノはおかない
- ・安全通路確保
- ・備品は定位置
- ・無駄な張り紙、配線は直す
- ・使用頻度の高いものは出し入れし易い配置
- ・見栄えではなく使用し易い物にする

気のゆるみを正す、機能的な美観を維持する⇒禅、精神性

81

## 5S活動とは巡視と似て異なる活動である

5S活動「整理 整頓 清掃 清潔 躰」

整理、整頓、清掃、清潔、躰は安全を高め、働きやすい環境を作る。

整理、整頓は無駄をなくし、作業効率を上げる。

清掃、清潔は意識を変える。

躰はモラル、ルールを守る。

どこか日本人の精神性に働きかけている、

禅の教え、神道の身魂磨きに通じる。

82

## 臨済宗 別格本山 雲巖寺



(栃木県大田原市観光協会HP)

83

## 産業医指導例1

### 冬場の感染症対策

洗面所へのうがい薬(イソジン液)と紙コップ配置

ポンプ式手洗い洗剤の配置

帰社後の手指消毒励行

上記の配置前シーズンと配置後のシーズン(それぞれ同一期間)での病欠者数の比較を行わせる。

84

## 産業医指導例2

閉鎖空間の倉庫における室内空気循環

一般的に工場、倉庫は温冷環境はその倉庫内に収める商品により環境設定される場合が多い。



(日本マグネック株式会社 倉庫ファン)

85

<相談対象倉庫商品は温度変化に影響されない建設資材>

換気扇は付いている場合が多いが、相談事例では倉庫内のすべての換気方向は内から外への場合が多い。

内部の空気が流れないため熱気がこもることになる。

閉鎖式のプッシュプルの原理を参考に、

空気の入り口となる扉近辺に

大型扇風機を設置して、その反対側の

換気扇(外向き)を回すことを指示

した。



株)ナカトミ ビックファン(翼径100cm)

86

## 産業医指導例3

事業場内に休憩室がない。体調不良者を休ませる場所を確保したい。



簡易ベット使用时



簡易ベット保管時

87

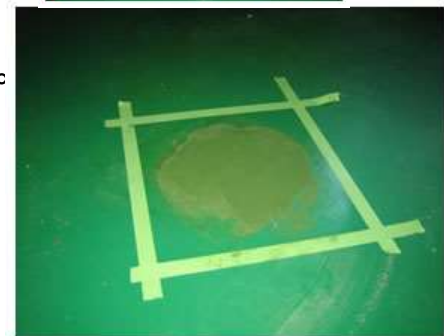
## 産業医指導例4

事業場床のコンクリートのエグレでつまずき易い。  
5S委員会においてのアドバイスをを行った。

株式会社フローシール

上記メーカーでは、床材補修品を多数  
取り揃えており、DIYで補修を安価に行える。  
右の補修で1, 2万円が済む。

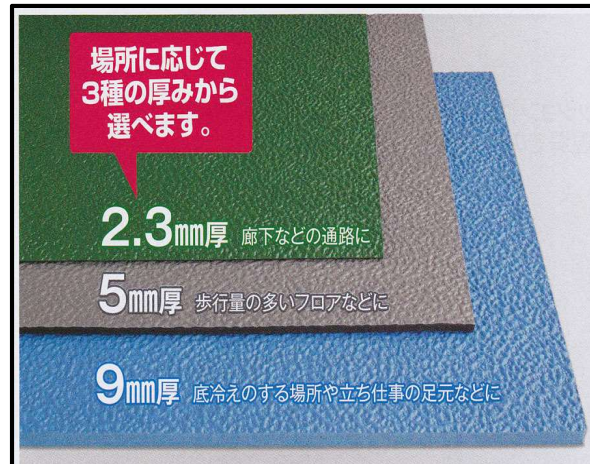
(商品名ミドルフローア、  
ハードフローアコート)



88

## 産業医指導例5

- ・腰痛指導
  - ・快適マット
  - ・ノンスリップマット
  - ・PVC足元クッション
  - ・足腰マット
  - ・除電、通電マット
- 事業場の状況に合わせ、  
上記マット敷き込み指導



89

## 転倒防止マット敷き込み

※イメージです。



# 産業医の見ておくべき安全衛生規則

91

## 通路、足場(規則第540条から575条)

### 第一節 通路等(通路)

**第五百四十条** 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

(通路の照明)

**第五百四十一条** 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明器具を所持させるときは、この限りでない。

(屋内に設ける通路)

**第五百四十二条** 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。

(機械間等の通路)

**第五百四十三条** 事業者は、機械間又はこれ他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。

(作業場の床面)

**第五百四十四条** 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

(作業踏台)

**第五百四十五条** 事業者は、旋盤、ロール機等の機械が、常時当該機械に係る作業に従事する労働者の身長に比べて不適當に高いときは、安全で、かつ、適当な高さの作業踏台を設けなければならない。

(危険物等の作業場等)

**第五百四十六条** 事業者は、危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造又は取扱いをする作業場及び

当該作業場を有する建築物の避難階(直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)には、非常の場合に容易に地上の安全な場所に避難することができる二以上の出入口を設けなければならない。

2 前項の出入口に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。

(避難階段等の設置等)

**第五百四十七条** 事業者は、前条の作業場を有する建築物の避難階以外の階については、その階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段又は傾斜路を設けなければならない。

この場合において、それらのうちの二については、すべり台、避難用はしこ、避難用タラップ等の避難用器具をもつて代えることができる。

2 前項の直通階段又は傾斜路のうち一は、屋外に設けられたものでなければならない。

ただし、すべり台、避難用はしこ、避難用タラップ等の避難用器具が設けられているときは、この限りでない。

(自動警報設備等)

**第五百四十八条** 事業者は、第五百四十六条第一項の作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に関係労働者にこれをすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備えなければならない。

(避難用の出入口等の表示等)

**第五百四十九条** 事業者は、常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具については、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように

保持しておかなければならない。2 第五百四十六条第二項の規定は、前項の出入口又は通路に設ける戸について準用する。

92

## 採光、照明(規則第604条から605条)

(照度)

第六百四十四条 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

(採光及び照明)

第六百五十五条 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

2 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、六月以内ごとに一回、定期的に、点検しなければならない。

93

## 温度、湿度(規則第606条から610条)

(温湿度調節)

第六百六十六条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

(気温、湿度等の測定)

第六百七条 事業者は、第五百八十七条に規定する暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に当該屋内作業場における気温、湿度及びふく射熱(ふく射熱については、同条第一号から第八号までの屋内作業場に限る。)を測定しなければならない。

2 第五百九十条第二項の規定は、前項の規定による測定を行つた場合について準用する。

(ふく射熱からの保護)

第六百八条 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

(加熱された炉の修理)

第六百九条 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、適当に冷却した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない。

(給湿)

第六百十条 事業者は、作業の性質上給湿を行なうときは、有害にならない限度においてこれを行ない、かつ、噴霧には清浄な水を用いなければならない。

94

## 気積、換気(規則第600条から603条)

(気積)

第六百条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルをこえる高さにある空間を除き、**労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。**

(換気)

第六百一条 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場においては、窓その他の開口部の直接外気に向つて開放することができる部分の面積が常時床面積の二十分の一以上になるようにしなければならない。ただし、換気が十分行われる性能を有する設備を設けたときは、この限りでない。

2 事業者は、前条の屋内作業場の気温が十度以下であるときは、換気の際し、労働者を毎秒一メートル以上の気流にさらしてはならない。

(坑内の通気設備)

第六百二条 事業者は、坑内の作業場においては、衛生上必要な分量の空気を坑内に送給するために、通気設備を設けなければならない。ただし、自然換気により衛生上必要な分量の空気が供給される坑内の作業場については、この限りでない。

(坑内の通気量の測定)

第六百三条 事業者は、**第五百八十九条**第三号の坑内の作業場について、半月以内ごとに一回、定期的に、当該作業場における通気量を測定しなければならない。

2 **第五百九十条第二項**の規定は、前項の規定による測定を行った場合について準用する。

95

## 休養(規則第613条から618条)

(休憩設備)

第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

(有害作業場の休憩設備)

第六百十四条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(立業のためのいす)

第六百十五条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。

(睡眠及び仮眠の設備)

第六百十六条 事業者は、夜間に労働者に睡眠を与える必要のあるとき、又は労働者が就業の途中に仮眠することのできる機会があるときは、適当な睡眠又は仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

2 事業者は、前項の場所には、寝具、かやその他必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

(発汗作業に関する措置)

第六百十七条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

(休養室等)

第六百十八条 事業者は、常時五十人以上又は常時女性三十人以上の労働者を使用するときは、労働者が**が**床することのできる休養室又は休養所を、**男性用と女性用に区別して設けなければならない。**

96



## 清潔(619から627条)

(清掃等の実施)

第六百十九条 事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 日常行う清掃のほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に行うこと。
- 二 ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、统一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
- 三 ねずみ、昆虫等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条 二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

(労働者の清潔保持義務)

第六百二十条 労働者は、作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにしなければならない。

第六百二十一条 削除

(汚染床等の洗浄)

第六百二十二条 事業者は、有害物、腐敗しやすい物又は悪臭のある物による汚染のおそれがある床及び周壁を、必要に応じ、洗浄しなければならない。

(床の構造等)

第六百二十三条 事業者は、前条の床及び周壁並びに水その他の液体を多量に使用することにより湿潤のおそれがある作業場の床及び周壁を、不透水性の材料で塗装し、かつ、排水に便利な構造としなければならない。

(汚物の処理)

第六百二十四条 事業者は、汚物を、一定の場所において露出しないように処理しなければならない。

2 事業者は、病原体による汚染のおそれがある床、周壁、容器等を、必要に応じ、消毒しなければならない。

(洗浄設備等)

第六百二十五条 事業者は、身体又は被服を汚染するおそれのある業務に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身若しくはうがいの設備、更衣設備又は洗たくのための設備を設けなければならない。2 事業者は、前項の設備には、それぞれ必要な用具を備えなければならない。

(被服の乾燥設備)

第六百二十六条 事業者は、労働者の被服が著しく湿潤する作業場においては、被服の乾燥設備を設けなければならない。

(給水)

第六百二十七条 事業者は、労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

2 事業者は、水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第九項に規定する給水装置以外の給水に関する設備を設けて飲用し、又は食器の洗浄に使用する水を供給するときは、当該水について次に定めるところによらなければならない。

- 一 地方公共団体等の行う水質検査により、水道法第四条の規定による水質基準に適合していることを確認すること。
  - 二 給水せんに含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一(結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四)以上に保持するようにすること。
- ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのあるとき又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれのあるときは、百万分の〇・二(結合残留塩素の場合は、百万分の一・五)以上にすること。三 有害物、汚水等によつて水が汚染されないように、適当な汚染防止の措置を講ずること。

97

## 便所(規則第628条)

(便所)

第六百二十八条 事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないうむを得ない事由がある場合で

適当な数の便所又は便器を備えたときは、この限りでない。

- 一 男性用と女性用に区別すること。
  - 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
  - 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
  - 四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。
  - 五 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
  - 六 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。
- 2 事業者は、前項の便所及び便器を清潔に保ち、汚物を適当に処理しなければならない。

98

## 食堂、炊事場(規則第629条から632条)

(食堂)

第六百二十九条 事業者は、**第六百十四条**本文に規定する作業場においては、作業場外に適当な食事の設備を設けなければならない。ただし、労働者が事業場内において食事をしないときは、この限りでない。

(食堂及び炊事場)

第六百三十条 事業者は、事業場に附属する食堂又は炊事場については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 食堂と炊事場とは区別して設け、採光及び換気が十分であつて、そうじに便利な構造とすること。
- 二 食堂の床面積は、食事の際の一人について、一平方メートル以上とすること。
- 三 食堂には、食卓及び労働者が食事をするためのいすを設けること(いすについては、坐食の場合を除く。)
- 四 便所及び廃物ためから適当な距離のある場所に設けること。
- 五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること。
- 六 食器、食品材料及び調味料の保存のために適切な設備を設けること。
- 七 はえその他のこん虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること。
- 八 飲用及び洗浄のために、清浄な水を十分に備えること。
- 九 炊事場の床は、不浸透性の材料で造り、かつ、洗浄及び排水に便利な構造とすること。
- 十 汚水及び廃物は、炊事場外において露出しないように処理し、沈でん槽(そう)を設けて排出する等有害とならないようにすること。
- 十一 炊事従業員専用の休憩室及び便所を設けること。
- 十二 炊事従業員には、炊事に不適当な伝染性の疾病にかかっている者を従事させないこと。
- 十三 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること。
- 十四 炊事場には、炊事従業員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 十五 炊事場には、炊事場専用の履(はき)物を備え、土足のまま立ち入らせないこと。

(栄養の確保及び向上)

第六百三十一条 事業者は、事業場において労働者に対し給食を行なうときは、当該給食に関し、栄養の確保及び向上に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(栄養士)

第六百三十二条 事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行なうときは、**栄養士を置くように努めなければならない。**

2 事業者は、栄養士が、食品材料の調査又は選択、献立の作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者の嗜好調査、栄養指導等を衛生管理者及び給食関係者と協力して行なうようにさせなければならない。

99

## 救急用具(規則第633条から634条)

(救急用具)

第六百三十三条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。2 事業者は、前項の救急用具並びに材料を常時清潔に保たなければならない。

(救急用具の内容)

第六百三十四条 事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

- 一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
- 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

100